

第1回

(令和4年1月11日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和4年1月11日（火）午前9時30分から午前10時20分
  - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
  - 3 出席委員 9名  
2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一  
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親  
10番委員 深水 勇治
  - 4 欠席委員 1番委員 田口英一郎
  - 5 議事日程
    - 1) 会期の決定
    - 2) 議事録署名委員の指名
    - 3) 議第1号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第2号案 農地転用事業計画変更承認申請について  
議第3号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第4号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について  
協議 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について  
協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について
  - 6 事務局職員  
農林振興課長 有瀬耕二、農林振興課主幹 山本直樹  
事務局長 山園琢磨（zoomリモート）、前原紗侑莉（zoomリモート）、
  - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、3番・10番委員をお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 議 長 議第1号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第1号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番から8番について西地区の代表の方から調査報告をお願いします。
- 4 番 （調査番号1～8）先月の総会に一時転用の5条申請が先月可決されました。この件に関しては83アールのうち61アールの地上権の設定です。これも3年毎の更新

設定です。対価は10アール当たり30万円の設定がなされています。

事務局 先月に一緒に申請を審議いただければ良かったのですが、私が自動継続であると思っております。申請書を提出いただきませんでした。県が転用許可を出すときに地上権も許可がないと許可できないということでしたので、1月遅れになりましたが、今月申請いただきました。遅れまして、たいへん申し訳ありませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 調査番号9番について4番委員から調査報告をお願いします。

4番 (調査番号9) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人(稼働力2人)です。経営面積、38aになっておりますが、人吉市にも耕作されておまして27aを所有されております。30aはWCS、他は水稻を作付けされております。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):500m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10アール当たり30万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、バインダー、ハーベスター、田植機を所有。8番(取得農地の利用計画):水稻です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号10番について6番委員から調査報告をお願いします。

6番 (調査番号10) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力2人)です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):取得後30a以上で問題なし。2番(通作距離):0.6km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):贈与で0円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター1台を所有、田植え、収穫は作業を委託されます。8番(取得農地の利用計画):水稻、WCSです。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6番 (調査番号11) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、農業者年金の関係です。使用貸借期間は10年です。使用借人の経営内容について報告します。家族7人(稼働力4人)従業員1人です。経営面積、363a、田345a、水稻、飼料作物です。畑19aは野菜です。酪農経営で、成牛33頭、育成牛35頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):0.7km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):使用貸借で発生しません。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター5台、ロールベアラー、マニアスプレッダー、モアなど農作業に必要な

機械は一式所有されています。8番（取得農地の利用計画）：水稻、飼料作物です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 6 番 （調査番号12）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。経営面積、187a、田4a、水稻。畑183aはお茶です。自宅が相良村であり相良の農地です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：寿豊苑から0.3km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：413000円10アール当たり50万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：軽トラ、運搬車、トラクターを所有。8番（取得農地の利用計画）：さつまいも作付け予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号13番について9番委員から調査報告をお願いします。

- 9 番 （調査番号13）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積、131a、田98a、畑33a、田のうち自己管理98a、畑10aは野菜、お茶6a、あとは自己管理です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：800m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10アール当たり30万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、薬剤防除機、運搬機、軽トラックを所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手の上をお願いします。

川村最適化推進委員

調査番号10の方は自作でよろしいのでしょうか。住まいが八代です。

- 6 番 一武平岩に住宅新築中です。そこに移転して自作されるということですか。

- 6 番 太陽光の件ですが10アール当たり30万円ということですが、1回限りの金額か更新の時に改めて金額が発生するのでしょうか。

事務局 10アール当たり30万円は年額です。毎年30万円です。

議長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番から8番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議 長 調査番号 9 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号 10 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号 11 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号 12 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号 13 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第 2 号案農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 2 号案農地転用事業計画変更承認申請について (朗読)

議 長 調査番号 1 番と議第 3 号案の調査番号 1 番について関連しておりますので、採決については、同時に行いたいと思います。議第 2 号案について 7 番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号 1) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、平成 7 年に工場建設を計画され申請されましたが、令和 2 年 7 月の災害で自宅が被害を受け浸水に遭わないところにマイホーム建設を計画しました。**農地法にかかる事務処理要領により、報告します。** a 許可の取消処分を行っても、旧所有者により農地の効率的利用が認められないこと。該当します。 b 許可目的達成困難となった理由が転用事業者の故意又は重過失と認められないこと。該当します。 c 変更後の転用事業が変更前と比べて同程度又はそれ以上の必要性及び緊急性があると認められる。該当します。 d 変更後、事業計画に従って実施されることが確実と認められること。該当します。 e 変更後の転用事業による周辺農業等へ及ぼす影響が、変更前と比べ同程度又はそれ以下であると認められること。該当します。 f 変更後の転用事業が、農地転用許可基準により許可相当と認められること。該当します。以上の報告により、農地法にかかる事務処理要領の全てに該当し、承認することができると思います。調査報告終わります。

議 長 議第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第3号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可が下り次第です。3番（資金調達）：借入金です。4番（転用面積）：住宅96㎡、駐車場45㎡、無線アンテナ157㎡で問題なし。5番（周囲の承諾）：意向確認があり問題なし。6番（公衆衛生）給水は上水道、生活雑排水、汚水については、東側に小型合併処理浄化槽を設置し排水処理します。雨水、排水については、自然浸透、敷地内浸透、自然勾配によって排水します。7番（防除措置）盛土を30cm行い隣接地とはブロックに仕切るため土砂の流出はないと考えております。8番（日照通風）周囲農地の日照通風に配慮し、高建築物は造らない高雑林等は植栽しないようにします。万一周囲に問題が生じた場合には、申請者で責任をもって対応します。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、300万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について4番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は牛舎等建設です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。農業用施設ですので許可要件は満たしていると思います。2番（着工時期）：許可が下り次第です。3番（資金調達）：借入金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）排水については、排水桝を設け周辺農地には漏れないようにする。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域内です。取得価格は、使用貸借のため発生しません。以上、報告終わります。

議 長 調査番号3番について9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅兼事務所及び駐車場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：自己資金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）給水は上水道を利用し、生活雑排水、汚水は浄化槽で排水処理します。雨水は、雨水浸透桝を設置し地下浸透により自然排水になります。7番（防除措置）隣接地に対する土砂の流出、堆積、粉じんの防止に万全の配慮をします。8番（日照通風）周囲の農地に影響がないように万全を期します。高木等は植栽せず万全を期します。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、300万円です。以上、報告終わります。

- 議 長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。
- 9 番 調査番号1番の変更申請ですが、平成7年に申請し、その後、何もせずに放置してあったということですか。または、一部分に建てられて残った部分なのか、放置されたのはおかしいと思いますが、詳細が解れば教えてください。
- 事務局 9番委員のおっしゃるとおり許可ができましたけれども、工事が実施されることなくそのままの状態となっております。農地転用をしてからその後のフォローがなく、県も100%把握して処理するようなシステムになっていませんでしたので、このような案件が何件かあると思います。昨年から、全部の案件、狭い農地についても県が把握して報告するようにしましたので、今後は発生しないと思います。
- 議 長 転用申請時に、資金計画がありますが、確実性を見るためにも資金を確認するものです。転用許可が下りてから写真で報告しますが、これからは、漏れがないようにされるということです。
- 議 長 ほかに質問はありませんか。
- 議 長 それでは2号案の調査番号1番について審議したいと思います。
- 議 長 調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。  
(全委員：挙手)
- 議 長 それでは2号案の農地転用事業計画変更承認申請についてを可決いたします。
- 議 長 続きまして、3号案を審議します。
- 議 長 調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。  
(全委員：挙手)
- 議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。  
(全委員：挙手)
- 議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。  
(全委員：挙手)  
以上によりまして申請どおり許可するものといたします。
- 議 長 議第4号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。
- 議 長 事務局より内容説明をお願いします。
- 事務局 議第4号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）所有権移転が2件、利用権設定が30件です。所有権移転に関しましては農業公社買入1件、売渡1件です。  
所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～30番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

川村最適化推進委員

29番ですが、小作料が下1ケタ1円になっておりますが、間違いではないのでしょうか。

9番 16、17番もです。

津山中間管理事業担当

16、17番については、3筆で6万円、とか10万円とか指定がありましたので、端数処理そういう金額になっております。

議長 それでは、他に質問はありますか。

議長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、適格といたします。

議長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)

議長 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてを協議します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について(内容説明)

議長 何か質問ありますか。これを一目見ただけでは、よくわかりませんので、読み込んでいただいて、意見がある方は事務局までお知らせください。それでよろしいですか。

(はいの声)

議長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について(説明)

あっせん委員の担当割をお願いします。

議長 物件番号1番は、西地区ですので、4番と西田、古里委員をお願いします。



左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月11日

農業委員会会長

3 番 農 業 委 員

10 番 農 業 委 員